

青森県報

第二千四百五十五号

平成十七年
三月二十二日
(火曜日)

目 次

規 則

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療薬務課) …… 一
青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則…………… (保健衛生課) …… 二

告 示

道路の区域の決定…………… (道 路 課) …… 三
流域下水道に接続し、及び下水を処理することができる
共下水道の一部改正…………… (都市計画課) …… 三

公 告

建設業者の許可の取消し…………… (青森県土
整備事務所) …… 三
右 同…………… (弘前県土
整備事務所) …… 三
右 同…………… (八戸県土
整備事務所) …… 四
右 同…………… (十和田県土
整備事務所) …… 四

出 先 機 関

土地改良事業の工事後の完了…………… (三戸地
方農林水産
事務所) …… 四
土地改良区の役員の変更…………… (北地方農林
水産事務所) …… 四
土地改良区の役員の仕事変更…………… (同) …… 五

規 則

土地改良区の役員の変更…………… (上北地
方農林水産
事務所) …… 五
土地改良事業の工事後の完了…………… (西
北地方農林
水産事務所) …… 五

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県薬事法施行細則の一部を改正する規則

青森県薬事法施行細則(昭和三十六年九月青森県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第八条第三項ただし書」を「第七条第三項ただし書」に改め、同条第三項中「第八条第三項本文」を「第七条第三項本文」に改める。

第二号様式中「第8条第3項ただし書」を「第7条第3項ただし書」に

兼務先	所在地	を
兼務先	所在地	

兼務先	所在地	に
兼務先	所在地	

青森県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年四月二十一日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 道路の種類 国道
- 2 路線名 一〇一号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
南津軽郡浪岡町大字大釈迦字沢田 一一三の二七一から 南津軽郡浪岡町大字大釈迦字山田 一九九の四まで	一一・九〇メー トルから 四五・〇〇メー トルまで	一、六九〇・〇 メートル	

- 二 道路の種類 県道
- 2 路線名 浪岡藤崎線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
南津軽郡浪岡町大字大釈迦字山田 一九九の四から 南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字東富 田二一六の四まで	一〇・〇〇メー トルから 六二・五〇メー トルまで	七、二一〇・〇 メートル	

青森県告示第百二十号

昭和六十二年三月二十八日青森県告示第百六十二号（流域下水道に接続し、及び下水を処理することができる公共下水道）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十八日から施行する。

平成十七年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

表中「常盤村が管理する公共下水道」を削る。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社一矢産業
- 二 代表者の氏名 田中 文治
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平館村大字野田字才ノ神一七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第六四三二号
- 五 取消年月日 平成十七年三月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十七年二月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 久保田工業
- 二 氏名 久保田 輝男
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡常盤村大字榊字宮本二二の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一一)第一三五四六号
- 五 取消年月日 平成十七年三月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

- 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成十七年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社アース総建
- 二 代表者の氏名 零石 雅司
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字内舟渡六〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一三二二三号
- 五 取消年月日 平成十七年三月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年一月五日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月二十二日

- 一 商号又は名称 豊川工業株式会社
- 二 代表者の氏名 豊川 豊美
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字切田字向切田七〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第四一八五号
- 五 取消年月日 平成十七年二月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年三月二十二日

三戸地方農林水産事務所長 奈良岡 修 一

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十六年災農業用施設災害復旧事業五八一〇三	三戸町	平成二〇一〇年

土地改良区の役員 の 退 任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、板

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭